

廿日市市からのお知らせ

令和 4 年 1 0 月 1 日から

長期優良住宅の申請が建築行為を伴わない既存住宅も可能となります

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が令和 4 年 1 0 月 1 日に改正されます

【改正概要】

・ 建築行為を伴わない既存住宅を長期優良住宅として認定する制度の創設

※詳細については、国土交通省のウェブサイトをご確認ください。



国土交通省HP

このことに伴い、次のとおり、本市の手数料になります。

1. 手数料が変わります。

法改正により既存住宅認定の手数料を定めます。

【例】戸建住宅の認定（確認書等を添付する場合）

（申請区分）	（手数料）
法第5条第6項	19, 400円

【例】共同住宅等の認定（確認書等を添付する場合）

（申請区分）	（手数料）	
	戸数	手数料の算定
法第5条第7項	10戸以下	$19,400 + (\text{戸数} - 1) \times 4,200$
	11戸以上100戸以下	$58,000 + (\text{戸数} - 10) \times 2,000$
	101戸以上200戸以下	$241,000 + (\text{戸数} - 100) \times 1,600$
	201戸以上300戸以下	$409,000 + (\text{戸数} - 200) \times 1,100$
	301戸以上	$519,000 + (\text{戸数} - 300) \times 700$
	上限	589,000

【お問い合わせ先】

廿日市市 建設部 住宅政策課

〒738-8501

Tel：0829-30-9187

廿日市市 下平良一丁目11番1号 廿日市市役所 6階

[Mail：jutakuseisaku@city.hatsukaichi.lg.jp](mailto:jutakuseisaku@city.hatsukaichi.lg.jp)

【参考】申請書の添付図書

【例】確認書等を添付した場合

(○：必要 △：該当する場合)

	図書	▶	改正後 確認書等
国 が 定 め る 図 書	申請書	▶	○
	付近見取り図		○
	配置図		○
	各階平面図、二面以上の立面図		○
	用途別床面積表、床面積求積図		○
	断面図又は矩計図		○
	工事履歴書 (例：確認済証の写し等、新築及び増改築の時期が確認できるもの)		○
市 が 求 め る 図	居住環境基準への適合を示す図書	▶	△
	基礎・地盤説明書		○